川崎市公共基準点の管理に関する要綱施行細則

（目　的）

第１条　この細則は「川崎市公共基準点の管理に関する要綱」（以下「要綱」という。）の施行に際し必要な事項を定める。

（管　理）

第２条　要綱第３条第１項の規定により、担当課は「公共基準点使用台帳」（第１号様式）を備え、また次表に掲げる成果品等を常に点検整備をし、状況の把握に努め公共基準点の精度維持を図るものとする。

１　成果品等	１　公共基準点 ２　成果表及び点の記 ３　基準点網図 ４　公共基準点の地上写真 ５　その他	２　関係書類	１　建標承諾書及び測量標敷地調書 ２　公共基準点使用承認申請書 ３　公共基準点使用承認書 ４　公共基準点使用報告書 ５　公共基準点異状報告書 ６　その他

２　要綱第 3 条第２項に規定するパトロール等による管理は、次表の区分により行うものとし、異状等が発見された場合には、すみやかに「公共基準点異状報告書」（第２号様式）を作成し担当課へ提出するものとする。

定期的に行うもの	１　公共基準点の状況 ２　保護蓋の状況 ３　1、２の破損の修復 ４　周囲の清掃 ５　その他の異状の有無 ６　パトロール調査報告書の作成
不定期に行うもの	１　施設物の破損等異状の有無の発見 ２　無断使用防止のための監視 ３　その他

（閲　覧）

第３条　要綱第４条の規定により、担当課又は各区役所道路公園センター財産管理担当において公共基準点の閲覧を申請する場合は、「公共基準点の測量成果等閲覧申請書」（第３号様式）により行うものとする。

（使　用）

第４条　要綱第５条の規定により、公共基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認申請書」（第４号様式）により申請し、「公共基準点使用承認書」（第５号様式）を受けるものとする。

また、使用後には、「公共基準点使用報告書」（第６号様式）によりその結果を報告するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、神奈川県測量設計業協会及びその支部、土地家屋調査士会、担当課及び各区役所道路公園センター管理担当において所管する測量委託の契約締結者（以下この項において「公共基準点包括使用承認申請者」という。）は「公共基準点包括使用承認申請書」（第４号の２様式）を申請し、「公共基準点包括使用承認書」（第５号の２様式）を受けることができるものとする。この場合において、公共基準点包括使用承認申請者は、使用の都度「公共基準点包括使用報告書」（第６号の２様式）によりその結果を担当課に報告するものとする。

３　前項の規定による使用承認の期間は、使用開始日の属する年度の末日又は該当測量委託の履行期間末日の、いずれか早い日を限度とする。

４　第１項の規定により公共基準点を使用する者は「公共基準点使用承認書」の写しを、第２項の規定により公共基準点を使用する者は「公共基準点包括使用承認書」の写しを常時携行し、市の職員又は土地所有者等の請求があった場合には、すみやかにこれを呈示しなければならない。

５　公共基準点を使用する者は、使用基準点の取付け点又は方位標を用いてその成果に異状がないか点検し、使用するものとする。この場合、方向角は原則として２方向以上とする。

６　日の出前及び日没後の公共基準点の使用はしてはならない。ただし、担当課及び土地所有者等の承諾がある場合はこの限りでない。

（効用を害するおそれのある工事等）

第５条　要綱第６条の規定による「効用を害するおそれのある工事等」とは次の各号に掲げる行為をいう。

（１）　掘削底面端から 45 度の線に公共基準点の上面が入る掘削工事等

（２）　車輌及び重機械等の振動が公共基準点に影響を及ぼすくい打ち及びくい抜き工事等のうち、公共基準点からくい、車輌及び重機械等までの距離が５メートル以下になる場合

（３）　その他公共基準点の効用を害すると思われる工事等

（保　全）

第６条　要綱第６条の規定による保全の届出は、「公共基準点保全届出書」（第７号様式）により行うものとする。

２　要綱第７条第１項の規定による報告は「公共基準点保全報告書」（第８号様式）により行うものとし、同条第２項の規定による測量方法及び判定基準は別表１によるものとする。

（復　旧）

第７条　要綱第８条第１項の規定による公共基準点の復旧の申請は、「公共基準点復旧許可申請書」（第９号様式）により行うものとし、その許可は「公共基準点復旧許可書」（第１０号様式）により行うものとする。

２　前項の許可申請については、工事開始１月前までに行うものとする。

３　第 1 項に規定する許可申請について、復旧措置後の報告は「公共基準点復旧報告書」（第１１号様式）により行うものとする。

（機能の回復）

第８条　要綱第 10 条第４項の規定により、公共基準点の機能回復を行う場合の測量作業は、別表１及び別表２によるものとする。

２　前項の方法により難い場合には、担当課と協議しその指示に基づき行うものとする。

（協議）

第９条　要綱第９条第２項の規定による公共基準点の保全、復旧又は廃止の協議は、「公共基準点保全・復旧・廃止協議書」（第 12 号様式）により行うものとし、その回答は「公共基準点保全・復旧・廃止回答書」（第 13 号様式）により行うものとする。

２　前項の場合において、保全措置後及び復旧措置後の報告については、第６条第２項及び第７条第３項の規定を準用する。

３　第１項に規定する協議については、公共基準点の保全、復旧又は廃止の１月前までに行うものとする。

（その他）

第１０条　第６条から前条までの規定にかかわらず、街区多角点節点については、保全及び復旧は不要とし、撤去又はその効用を害するおそれのある工事等を施行するときの１月前までに「街区多角点節点撤去等届出書（第 14 号様式）」により届出を行うものとする。

附　則

１　この細則は、川崎市公共基準点管理に関する要綱施行の日から施行する。

２　この改正細則は、令和３年１１月１日より施行する。

３　この改正細則は、令和４年４月１日より施行する。

４　この改正細則は、令和５年４月１日より施行する。

５　この改正細則は、令和８年４月１日より施行する。

６　この改正細則は、令和８年１１月１日より施行する。